

平成26年第7回見附市教育委員会定例会会議録

○招集日時 平成26年11月26日(水) 15時30分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○ 会議に付した議件

議第53号 専決処分について(平成26年度一般会計補正予算(第4号)について)

議第54号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

議第55号 見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第56号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第57号 見附市教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の制定について

議第58号 平成27年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案について

議第59号 平成26年度一般会計補正予算(見積書)のうち教育関係予算について

○出席委員(5名)

委員 長 小林 弘武 君

委員 南雲 京子 君

委員 武田 一夫 君

委員 小倉美砂子 君

委員・教育長 神林 晃正 君

○事務局出席者

教育部長 星野 隆 君

学校教育課長 松井 謙太 君

こども課長 土田 浩司 君

まちづくり課長補佐 高橋 善一 君

教育総務課長補佐 早川 洋介 君

こども課長補佐 岡田 恵子 君

民俗資料館副館長 安藤 正美 君

教育総務課主事 大塚 裕美 君

15時30分開会

委員長

只今より、平成26年第7回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。現在の出席委員5人全員であります。

委員長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第27条の規定により武田委員を指名します。

委員長

日程第2 報告事項 報告1. 平成26年度見附 子育て 教育の日 について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

報告事項1. 平成26年度「見附 子育て 教育の日」について、11月16日(日)、見附市文化ホール「アルカディア」を会場に、「スクールアカウンタビ

リティ in みつけ2014」を開催しました。市教育委員会、市立保育園、市内小・中・特別支援学校の発表が行われ、参加者数は840名でした。参加者アンケートにおいて、①（スクールアカウンタビリティで実施した）「特色ある教育活動の紹介」に関し、「よくわかった」と回答する方が74.5%、「だいたいわかった」方が24.5%、②「このような機会を通して特色ある教育活動を説明すること」に関し、「たいへん良い」と回答する方が76.4%、「よい」と回答する方が20.8%と、高評価を得ることが出来ました。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

参加者アンケートで、「教育活動の紹介がよくわからなかった」と回答した人はどの程度いましたか。

学校教育課長

「教育活動の紹介がよくわからなかった」と回答した人が全体の1%程度いました。今後はこの割合を減らしていきたいと考えます。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告2. 図書館指定管理者について教育部長より説明願います。

教育部長

図書館の指定管理者について報告します。

現在、特定非営利活動法人 見附地域情報研究会との間で締結している5年間契約が平成27年3月31日をもって満了することから、11月14日(金)に見附市指定管理者選定等委員会を開催し、応募のあった「ライブラリーサービス新潟」と「特定非営利活動法人 見附地域情報研究会」の2社のプレゼンとヒアリングを行いました。その後、審議等の結果、平成27年4月1日からの5年間の指定管理者として「特定非営利活動法人 見附地域情報研究会」を選定し、12月市議会に議案として上程するものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

審議にあたった選定委員会のメンバーはどのような方ですか。

まちづくり課長補佐

委員長として長岡技術科学大学教授1名、学識経験者として税理士1名、公募による市民3名、所管課長である教育総務課長1名の合計6名です。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、次に移ります。

委員長

報告3. 耳取遺跡発掘調査について教育部長より説明願います。

教育部長

耳取遺跡発掘調査については、民俗文化資料館副館長より説明いたします。

民俗文化資料館副館長

平成23～26年の4年間にわたる発掘調査の結果、耳取遺跡は縄文時代中期中葉（今から約5000年前）、縄文時代後期初頭（今から約4400年前）および縄文時代晩期後半（今から約2300年前）の遺跡であることがわかりました。このように3時期（縄文中期・後期・晩期）の遺構が若干重複しながら同じ遺跡で見つかることはとても貴重なことです。

発掘調査は昭和42年、62年の発掘調査のデータを踏まえ、遺構・遺物等の見つかる可能性のある地点に、基本的に長さ10m、幅2mの試掘坑を設けて、建物跡などの遺構、土器などの遺物があるかどうかを調べました。調査面積は平成23年度が約550㎡、24年度が約1,200㎡、平成25年度が3,300㎡、平成26年度が1,254㎡です。

次に、各時代の特徴について説明します。

縄文時代中期（約5000年前）の集落は遺跡中央部からやや北東部よりにあることがわかりました。確認できた竪穴建物跡は11棟です。これらの竪穴建物跡には炉を伴います。炉はいろいろな形態があり、その時期は縄文時代中期中葉、中期中葉末～終末、後葉に分類されます。

縄文時代中期の集落は標高76～77m付近にあり、規模は東西約64m、南北約50mです。集落の形は馬蹄形になります。長岡市の馬高遺跡より若干小規模なものとなっています。

地点7Tからヒスイの大珠が出土しました。大珠は長さ10.6cm、幅3.68cm、厚さ2.38cmで、中央やや上部に6.5cmの穴が開けられています。糸魚川市のフォッサマグナミュージアムで鑑定してもらったところ、糸魚川産のヒスイであることが確認されました。これは完全な形として新潟県で最大のものです。

縄文時代後期（約4400年前）の集落は遺跡中央部から西端および南端にま

でおよび、東西約180m、南北約140mと推定され、規模からして後期初頭が耳取遺跡のピークと考えられます。

縄文時代後期の建物跡で確認できたものは掘立柱建物跡が27棟、円形系建物跡が10棟の合計37棟です。掘立柱建物跡は1間×1間、1間×2間が主ですが、その配列には規則性が見られませんでした。円形系建物跡は径約4m規模で、広場を中心に環状に配列しています。縄文時代後期初頭の集落としては県内最大になると思われます。

縄文時代晩期（約2300年前）、地点58T斜面からは縄文時代晩期の土器が大量に出土し、ここは晩期の土器捨て場であったと考えられます。

地点12Tからは晩期の建物跡が見つかりました。さらに地点15Tの上層からは晩期の土器がまとまって出土していることから、この付近には縄文時代晩期の集落が展開するものと考えています。

地点85Tからは縄文時代中期の掘立柱建物跡が検出されました。建物は長軸5.7m、短軸1.8mの亀甲型をしています。

以上、4年間にわたる発掘調査の結果、耳取遺跡は、3時期にわたる遺構がひとつの遺跡に重複しているという点で価値があり、かつ、これだけ大規模な遺跡であるのにも係わらず、土取り等で破壊されることなく手つかずの状態で見られた点で貴重であるということがわかりました。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員長

発掘調査後はどのような予定ですか。

民俗文化資料館副館長

調査結果を文化庁に提出し、国指定史跡登録のための申請を行う予定です。

教 育 長

史跡の埋め戻しなどは行いますか。

民俗文化資料館副館長

重要な遺構のある場所はシートをかけてから埋戻しを行い、図面情報を基にいつでも掘り起こせる状態にしておきます。

委 員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委 員 長

ないようですので、次に移ります。

委 員 長

ここで、事務局より追加報告の申出がありましたので、お願いいたします。

報告4. 平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進に係わる文部科学大臣表彰について、学校教育課長より説明願います。

学校教育課長

名木野小学校学校運営協議会が、平成26年度優れた「地域による学校支援活動」推進に係わる文部科学大臣表彰を受賞しました。

文部科学省では、学校、家庭、地域が連携協力し、社会全体の教育力の向上に向けた取組の一層の推進を図っています。そのため、放課後子供教室や学校支援地域本部、コミュニティ・スクール等、地域の方々による学校支援活動のうち、その活動内容が特に優れていると認められる活動に対して、平成23年度より、文部科学大臣表彰を行っているところです。

委 員 長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

委員 長

具体的にどのような点が評価されて受賞したのでしょうか。

学校教育課長

名木野小学校で、学校評価のサイクルの中に学校運営協議会委員が主体的にかかわっていること。求める子ども像を共有し、熟議を通して協働すべき内容を生み出し、発展させていること。緑化活動推進委員会や草薙応援団等既存の様々な学校応援組織との連携を深め、協働活動をタイプ別に整理して、継続的な活動に発展させていること。そして、参画・協力する地域の方々にとっても達成感のある活動になっていることなどが評価されました。

委員 長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

委員 長

日程第3 議第53号 専決処分について（平成26年度一般会計補正予算（第4号）について）を議題と致します。教育部長に説明を求めます。

教 育 部 長

議第53号 専決処分についてご説明します。

中学校施設管理費の600万円の増の内訳は、南中学校煙突内部のアスベスト封じ込め工事費500万円と工事期間中の暖房器の借り上げ料100万円の合計です。この補正は、11月17日付で専決処分させていただきました。

委員 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員 長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員 長

次に議第54号 見附市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について を議題と致します。こども課長に説明を求めます。

こども課長

条例制定の理由であります。子ども・子育て関連法3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備及び運営について、国の定める基準を踏まえて市町村が条例で基準を定めることとされたため制定するものです。

市の条例で定める基準につきましては、国の基準と異なる内容を定める特別な事情がないことから、国が定めた基準であります厚生労働省令に基づいて基準を定めております。

条文について説明いたします。

第1条に趣旨、第2条に用語の定義を、第3条に最低基準の目的、第4条に放課後児童健全育成事業者は、この条例の基準を最低基準とし、常に、その設備及び運営を向上させること、第5条の一般原則において、支援の対象児童を、小学校に就学している児童としました。第6条に非常災害対策、第7条に職員の一般

原則、第8条に職員の知識及び技能の向上を、第9条に設備の基準として、遊び及び生活の場等としての専用区画をもうけ、その面積は児童一人につきおおむね1.65㎡以上とすること、第10条に職員の基準として、職員の数を支援の対象ごとに2人以上とし、うち1人は有資格者とすること、第4項において、支援の単位は概ね40人以下とすること。また、第5項において、利用者が20人未満の場合、併設している施設の職員が兼務可能な場合その他利用者の支援に支障のない場合は、職員1人でも可としています。第11条に平等に取り扱う原則、第12条に虐待等の禁止、第13条に衛生管理等、第14条に運営規定、第15条に事業者が備えるべき帳簿、第16条に秘密保持等、第17条に苦情への対応、第18条に開所時間及び日数を規定し、開所時間を、原則として小学校の休業日等は1日につき8時間以上、平日は1日につき3時間以上とすること、開所する日数は1年につき原則250日以上とすることとしています。第19条に保護者との連絡、第20条に関係機関との連携、第21条に事故発生時の対応を規定しています。

附則第1条におきまして、この条例の施行日を、子ども・子育て支援法の施行の日からとし、第2条は職員の経過措置を定めるものであります。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議第54号は条例の制定ですので、市議会に提出することいたします。

委員長

次に、議第55号 見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第56号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、議第57号 見附市教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の制定について を議題といたします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第55号 見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

まず、要綱改正の理由ですが、「母子及び寡婦福祉法」の改正が行われ、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことによるものであります。

要綱改正の内容は、対象者を規定している第3条で引用している法律「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、併せて引用していた条項を改めるものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものであります。

つづきまして、議第56号 見附市自立支援教育訓練給付金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について説明させていただきます。

要綱改正の理由ですが、先ほどの「見附市高等技能訓練促進費等給付金交付要綱」の改正と同様に、「母子及び寡婦福祉法」の改正が行われ、法律名が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改められたことによるものであります。

改正の内容は、対象者を規定している第2条で「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改めるとともに引用条項を改め、併せて語句の修正を行うものであります。

附則におきまして、この要綱を、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用するものであります。

議第57号 見附市教育委員会職員服務規程等の特例を定める規程の制定について説明させていただきます。

まず、要綱制定の理由であります。保育園では土曜日に保育を実施しており、あらかじめ職員の勤務表を定め、土曜日にも勤務を割り振る必要があります。これまで、「見附市職員服務規程等の特例を定める規程」により対応してきましたが、12月から時差出勤勤務制度（いわゆるフレックスタイム）の導入に伴い、同規程が廃止されることとなりました。そこで、引き続き保育園において土曜日に勤務を割り振るために、本規定を制定するものであります。

条文について説明いたします。

第1条に趣旨、第2条に勤務時間の等の特例として、勤務時間、休憩時間、週休日の取り扱いについて規定しており、その対象職員を別表に掲げる「保育園における保育の業務」に従事する職員等とするものであります。

附則におきまして、この規程の施行日を平成26年12月1日からとするものです。

委員長

只今の説明に対して、ご質問ございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本3案は、原案のとおり承認する

ことにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委 員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本3案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委 員 長

議第58号 平成27年度教育関係予算に係る重点及び新規事業の原案についてを議題とします。教育部長、学校教育課長、こども課長、まちづくり課長の順に説明を求めます。

教育総務課長補佐

平成27年度の教育総務課は「高品質（安心・安全・健康）な教育環境を目指して」をテーマとして挙げました。

従来の安心・安全な教育環境づくりに「健康」を加えることで、より高品質な教育環境づくりを進めてまいります。

まず、総務管理系の「1. 通学支援事業（拡充）」について、現在、文部科学省の基準で小学校は4km以上、中学校では6km以上の通学距離がある児童・生徒に通学支援を行っていますが、来年度、小学校は2km以上、中学校は4km以上の児童・生徒を対象として通学支援を行っていきたいと考えています。

「2. 体育館天井非構造部材の耐震対策事業」については、平成27年度が計画最終年度となっており、見附小学校ステージ・アリーナの耐震対策工事、新潟小学校及び上北谷小学校アリーナの吊り天井等撤去工事、また、名木野小、葛巻小、見附中、南中、今町中、西中学校において吊り下げ式照明・バスケットゴール等の落下防止対策工事を計画しております。

「3. 校舎クールダウン対策工事（拡大）」として2年計画の初年度として、

未設置であった各校校舎1階普通教室、特別教室に扇風機2台ずつの設置を予定、また、多くの人が集まる場所となり得る図書室や会議室に空調設備の設置を進めるため、数校で空調機器工事を計画しています。

「4. 校舎長期使用化改修工事（拡大）」として、名木野小学校普通教室棟1階床修繕、児童正面玄関前陥没改修、今町中学校暖房施設更新を計画しております。

次に学校給食係では「学校給食センター改修事業（新規）」として、平成27年度には基本設計・実施設計と予定地の地質調査を予定しております。以降、平成28年度に建設工事とインフラ整備、平成29年度に新センターの供用開始と旧給食調理室の改装を予定しています。

最後に、文化財係では「耳取遺跡国史跡指定記念事業（新規）」として、来年度9月の国史跡指定を想定し、指定PRのための特別展示やリーフレット作成、シンポジウムの開催や民俗資料館常設展示のリニューアルを予定しています。

学校教育課長

次年度のキャッチフレーズは～選ばれる見附の教育を目指して～です。

第一に、「スマートウェルネススクール事業」についてであります。目指すところは、「通うだけで健康になる、学力、体力、社会性等が向上する学校」です。これまで見附市が取り組んできた取組を一步進めて習慣化を図り「当たり前」のこととしていきます。具体的に取り組むことは「咀嚼30回」「黙働・集中」「正しい姿勢」「常に傍らに本をもつ子」等象徴的な事項ですが、それらが改善され質が高まることでスマートウェルネスの本質に近づいてくるものと考えています。質が高まることで「学力・社会性」等への波及効果、また保護者や地域にも影響を与えていくことも期待しています。予算により、事業内容や成果を発信したり、外部指導者を招聘したりしたいと考えています。

第二に、「みつけ一番星事業」です。ICT、小中一貫、英語活動、伝統芸能等々、多様な先進的教育課題に対応するトップレベルの教育水準を目指す各校の取組を支援します。「わが校はこれで頑張る」という学校からの提案型で、審査を経て5校を補助する予定です。

第三に、「地域の担い手を育む防災教育の拡充」です。これまでの防災スクール事業の拡大と効果検証、見附の先人の知恵、科学的な理解を進めるとともに、水に親しむ活動を充実させます。また、研究機関、教育機関との連携、安全教育推進教員の育成と地域の実情に応じた防災教育指導計画の開発により先進的な安全教育を実施します。次年度から3年間、県からの補助を受ける予定です。

第四に、「みつけ土曜塾の拡充」です。地域における多様な学習や体験活動の充実により、土曜日の教育環境を豊かにします。地域人材を活用した「学力向上を目指す土曜寺子屋」「英語活動」「科学教育」「多様な体験活動」を実施します。

第五に、「校務支援システムの導入」です。名簿管理機能、成績管理機能、グループウェア機能等により、教職員の事務作業を軽減させ、教職員が子どもと向き合う時間を増加させます。

こども課長

「1. 子ども子育て支援新制度に伴う事業の充実」のうち、法改正に係るものとして「(1) 施設型給付への移行」を行います。新年度は保育園、認定こども園、幼稚園に共通した給付制度を開始し、給付の一本化を図ります。また、「(2) 一時預かり事業(幼稚園型)」として、これまで県主体で行ってきた幼稚園の教育時間の前後や長期休業期間中に行う預かり保育を市主体で行っていきます。「(3) 利用者支援事業」として、学校町子育て支援センターに利用者支援員(子育て支援コーディネーター)を配置し、子育て家庭の相談等に応じ、適切な施設・事業等を円滑に利用できるように支援していきます。「(4) 放課後児童クラブの受入

体制の確保・拡充」として、現在小学3年生までである受入枠を、新年度は小学6年生まで拡充し、受入増に対応するための指導員の確保及び関係資格取得研修などを実施していきます。

また、市民のニーズに応えるため、延長保育を公立保育園全園で19時まで行うこととし、加えて、乳児の受入体制を整えるためパート保育士の増員を予定しています。

「2. 民営化実施計画の推進」として、地域保育園を指定管理へと移管すること、平成28年度以降に公立保育園1園を民営化することを計画しています。

「3. 子育て支援の充実・新規」として、今年度実施した「子育てマイスター養成講座」を「子育て支援員研修制度」へと移行し充実させていきます。また、新規事業として子育て支援サイトの運営、授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」の設置とPR、発達障害児等の早期発見にむけた取り組みを拡充、子育て支援センターでの父親参加型事業（年3回）の開催を予定しています。

「4. 幼児期の運動」を促進するため、市スポーツ協会子ども運動指導員の公立保育園への派遣を拡充します。

その他、「5. 中央公民館分館の修繕」を予定、「6. 放課後の居場所づくり」として、小中学生の放課後の居場所の検討・確保に取り組んでいきたいと考えています。

まちづくり課長補佐

まちづくり課は7係あり、提案させていただきました10項目の重点事業を、係ごとに説明させていただきます。

まず、地域自治推進係からは、見附町部地区でのコミュニティ設立に向けた準備会の取り組みと、庄川平ふるさとセンターの整備をあげさせていただきました。

見附町部地区のコミュニティの設立準備につきましては、見附町部地区74町

内、約16,000人の人口を抱える、過去最大の地区となります。

活動しやすいコミュニティという観点から、2つ程度に分割することも想定し、検討を進め、27年度中には、この見附地区の組織設立に着手したいと考えております。

次に、庄川平ふるさとセンターの整備につきましては、旧庄川保育園の建物をリノベーションするのか、建て替えるのかを、地域の意向を踏まえて決定したいと考えます。

続きまして公民館関連です。市道を隔てて隣り合う今町公民館と今町地区体育館に関する要望として、隣接する見附生鮮食品配送センターの駐車場を借用する駐車場借上料を要望するものです。

これまでも両施設における駐車場不足が潜在化していましたが、今年度、今町町部コミュニティが活動開始したこと、今町地区体育館でのサッカー利用ができるようになったことで、駐車場不足が表面化したため、応急的に駐車場不足の解消を図るためのもので、これにより20台分が増加します。

次に、上北谷公民館前の駐車場整備は、玄関前の遊休地を駐車用に舗装整備してほしいという地元からの要望に応え予算要求するもので、約26台分の駐車が可能となります。

次にスポーツ振興係です。体育施設の耐震補強工事と修繕を上げました。

総合体育館と武道館そして渡り廊下の耐震診断を昨年度行い、耐震補強の実設計を今年度行っています。平成27年度は実設計に基づいて、3施設で耐震補強工事を行いたいと考えております。

耐震補強工事は、総合体育館の屋根部分を補強するため、アリーナ全体に足場を組んで行いますので、この耐震補強工事と一緒に、老朽化した施設や設備等の修繕を行うことで、単独で行うよりも工事費の節減や電気料金を減らすことが有

効と考え、アリーナ照明のLED化や、アリーナ床の全面張替、非常放送・館内放送設備入替工事なども合わせて要望しております。

次に文化振興係です、市民ギャラリーの関係と文化ホールの関係の2つをあげました。市民ギャラリーの関係では、旧法務局の建物のリノベーションについては、現在、実施設計を行っております。また、市民ギャラリーの開館までの予定ですが、今年度の実施設計、条例制定等を行い、来年度には工事や備品調達等を行いながら、秋以降にオープンをしたいと考えております。平成27年度予算につきましても、運営に関連する委託料、備品費、消耗品費等を計上しています。なお、指定管理業務委託料につきましても、年間の指定管理委託料にオープニングイベントの経費を加算して職員数を3.5人で積算したA案と、年間の指定管理委託料にオープニングイベントの経費と、市展・書初展業務の経費を加算して職員数4.5人で積算したB案の2つの案で予算要望をしております。

次に施設管理係です。管理施設の施設整備として、ネーブルみつけでは、コダマ薬局側入り口の段差と排水管の改善工事を、また、ふぁみりあでは屋上防水シート等の改修をお願いするものです。

次に市民活動係では、悠々ライフの発足10周年を迎える記念事業として、悠々ライフ10周年祭を開催します。このイベントは、アルカディアを会場にして「発足10年のあゆみ」を取り上げ開催したいと考えています。

最後に生涯学習推進係では、かわまちソフト事業の充実をあげました。

ソフト事業の見直しと充実という事で、今年度、総合体育館付近の河川敷に菜の花及び、レンゲの種をまいた畑の整備を実施しました。27年度は、それらの開花時期（4月下旬）に合わせて「刈谷田川フェスティバル」を開催したいと考えております。

以上、まちづくり課の平成27年度の重点事業を説明させて頂きました。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

委員長

教育総務課の通学支援の拡充について、対象児童・生徒が大幅に増えることに伴い、それに係わる費用も増額することと思いますが、どの程度を実際に運用できるとお考えですか。

教育部長

バス会社へのスクールバス運行委託や路線バス通学運賃の支給による支援を想定していますが、実際の運用にあたっては対象となる児童・生徒や通学経路等を精査していきたいと考えています。

小倉委員

学校教育課の「みつけ一番星事業」について、5校程度を補助予定とのことですが、たくさんの学校が立候補した場合にはどのように対応しますか。

学校教育課長

具体的な手順はこれから検討していきますが、選考委員会を立ち上げ、各校の提案内容を審査し、補助校を選定したいと考えます。本事業により、各校での先進的な取り組みを支援していきたいと考えております。

委員長

他にございませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員 長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

委員 長

次に、議第59号 平成26年度一般会計補正予算（見積書）のうち教育関係予算について を議題とします。教育部長、学校教育課長、こども課長の順に説明を求めます。

教育部 長

教育委員会事務局一般経費の92万4千円の増額の内訳は、教育総務課の職員が産前産後休暇・育児休業を取得するための代替職員の賃金等42万7千円と、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う例規整備を行うための49万7千円です。

特別支援学校施設管理費の605万4千円の増額は、児童生徒数の増加に伴う教室不足を解消するため、既存の教室を改修工事し教室として使用するための設計監理委託料とその工事費であります。

図書館施設管理費の23万円の増額は、電気料金改定に伴う光熱水費の増額を指定管理委託料電気料として補てんするものです。

学校教育課長

児童生徒用パソコンの入替に伴うリース期間変更による減額補正です。

手順としては、最初に、校務系ネットワークの主要装置であるデータサーバの入替、設定作業を行います。この作業は、学校の長期休業期間にしか実施できません。サーバ機能を停止すると、教職員が使用する校務系パソコンのネットワーク機能がすべて停止するためです。年末開始、冬休み中に設定を完了させます。作業は保守業者のデータセンターにて実施します。

続いて、サーバの機能確認を済ませたら、直ちにパソコン個別の設定作業を行います。この作業は、メインサーバとは別に、各校配備のサーバ（これも今回の入替対象）の設定及び各校用のパソコン個別の設定作業を行います。この作業は、技術者が設置校において行わなければなりません。

この作業を13校、教育センター、市教育委員会の15か所で実施します。13校については、「3日/校」程度の作業時間を予定していますので、2班体制でスケジュールをオーバーラップさせながら進めても、30日程度はかかる見込みです。

作業を終えた学校から、順次、新しいパソコンの利用を開始しますが、リース料金の支払い開始は月単位で、全校の配備、検収を終えた後になるため、2月中頃までに作業を終えたとしても3月1日以降となります。

現在の情勢、方針にふさわしい適切な機器選定、設定を計画し、設置作業が各校の学校運営へ与える影響を最小限に抑えるための日程を組んだ場合、1月中の設置完了が不可能であるため、やむを得ない措置と考えております。

続いて、中学校教育振興事業費についてであります。40万円の増額は、上位大会への出場機会増加に伴う生徒輸送費補助の増によるものです。内訳は、吹奏楽コンクール西関東大会への見附中、今町中二校出場です。

こども課長

「児童措置事業費」の補正予算については、807万円の増額であります。補正要求した理由でございますが、保育園へ途中入園する園児に対応するために必要なパート保育士の賃金を補正するものであります。ちなみに、0歳児が4月から14名増えたことが主な増加要因であります。

「病後児保育事業費」の補正予算については、292万4千円の減額であります。補正の理由でございますが、病後児保育室に配置する保育士について、当初

予算では、2名のパート保育士賃金を予算計上しておりましたが、そのうち1名は正職員で対応したためパート保育士1名分を減額補正するものであります。

「児童手当交付事業事務一般経費」の補正予算については、129万6千円の増額であります。補正の理由でございますが、児童扶養手当法の一部が改正され、これまで公的年金を受給されている方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、年金額が児童扶養手当より低い方はその差額分を受給できるようになりました。ついで、今回の改正に対応した児童扶養手当システムの改正が必要となることから補正するものであります。

委員長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

委員長

ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

委員長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これにて平成26年第7回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

16時50分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、委員長及び会議録署名委員ここに署名する。

委員長 小林 弘武

会議録署名委員 武田 一夫

